



ご利用方法

① かかりつけの医師、担当ケアマネジャーへご相談ください。



② 当事業所にご連絡ください。
TEL 082-271-4733




③ かかりつけの医師が当事業所医師の場合

- ▶ 当事業所医師の診察を受けていただきます。
診察後、訪問リハビリの指示書を交付します。


③ かかりつけの医師が当事業所医師でない場合

- ▶ かかりつけ医からの診療情報提供書を当事業所へ送付していただきます。
- ▶ 当事業所医師の診察を受けていただきます（※2）。
診察後、訪問リハビリの指示書を交付します。

※2： かかりつけ医が当事業所医師でない場合の診察について

- ◎ 法令上、当事業所医師の診察が3か月に1回必要となります。
 - ◎ 基本的には外来での診察となります。
医学的な理由で外来通院が困難な場合は、訪問診療を行う場合がありますので
ご相談ください。
- 

④ ご利用者様、担当ケアマネジャーと相談し、
サービス開始日、契約日を決定します。



⑤ 訪問リハビリテーション開始となります。

◎ 訪問リハビリテーション終了について

- リハビリテーション開始時に目標を立案させていただきます。
目標を達成した場合や日常生活が安定した場合、訪問は終了とさせていただきます。